

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第136号

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第14条第3項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第1号中「^{さく}柵」を「柵」に改める。

第4条中「屋外に設ける建築設備の位置図及び第7条第1項第3号から第6号まで」を「別表第1(2)の項」に改める。

第8条を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「に次」を「の正本及び副本に、それぞれ別表第1(1)の項及び(3)の項」に改め、「図書」の右に「その他市長が必要と認める図書」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「に前項各号に掲げる」を「の正本及び副本に、それぞれ第1項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1(3)の項に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

第7条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せて行う場合における第1項の計画の認定の申請は、省令別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合においては、同様式に同項の計画の認定の申請を法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

(1) 第1項に規定する図書

(2) 第1項の計画認定申請書に記載すべき事項のうち、行為の対象、行為の種別及び工作物の概要の欄に記入すべき事項を記載した書類

5 第3項の規定にかかわらず、法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申

請と併せて行う場合における第3項の変更に係る認定の申請は、省令別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合においては、同様式に同項の変更に係る認定の申請を法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

(1) 第1項に規定する図書（変更に係るものに限る。）

(2) 第3項の変更計画認定申請書に記載すべき事項のうち、変更の種類、変更の内容及び変更の理由の欄に記入すべき事項を記載した書類

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(認定等を要しない行為)

第6条 条例第9条第9号,第18条第1項第13号及び第23条第1号キに規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 外観の変更を伴わない増築

(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）及び隣地から見えない部分について行うもの

(3) その他市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「第7号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「第8号様式」を「第5号様式」に改め、同条第3項第2号中「、信書便差出箱並びに路線バスの停留所及びベンチの上屋」を「及び信書便差出箱」に改め、同項第4号中「駒止^{こま}め」を「駒止^{こま}め」に、「柵^{さく}」を「柵」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第9号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第20条」に改め、同条第2項中「第20条第1項」を「第20条」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次」を「別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号」に、「もの」を「図書その他市長が必要と認める図書」に改め、同項各号

を次のように改める。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

第17条第3項中「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次」を「、別表第1(1)の項」に改め、「図書」の右に「その他市長が必要と認める図書」を加え、同項各号を削り、同条第5項を次のように改める。

5 条例第49条第1項の規定による建築等又は建設等の届出をしようとする者は、行為届に、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

第17条に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の届出をしようとする者が当該届出を法第16条第1項若しくは第2項の届出、法第63条第1項若しくは条例第11条第1項の認定の申請又は法第16条第5項若しくは第66条第2項若しくは条例第15条第2項の通知と併せてするとき、前項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(建造物修景地区内における届出、勧告等に関する規定の適用の除外)

第17条 条例第23条第1号オに規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 京都府文化財保護条例第21条第1項本文及び第49条第1項本文の規定による許可に係る行為

(2) 京都府文化財保護条例第22条本文及び第50条第1項本文の規定による届出に係る行為

(3) 京都市文化財保護条例第18条第1項本文（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る行為

(4) 京都市文化財保護条例第19条第1項本文（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る行為

第18条中「第12号様式」を「第9号様式」に改める。

第19条を削る。

第20条中「第14号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第19条とする。

第21条第1項中「第15号様式」を「第11号様式」に改め、同条第2項中「第16号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第20条とする。

第22条第1項各号列記以外の部分中「第17号様式)に次」を「第13号様式)に、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる許可に係る行為の区分に応じそれぞれ当該各号」に改め、「図書」の右に「その他市長が必要と認める図書」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 建築物の移転、除却又は外観の変更 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 工作物の移転、除却又は外観の変更 別表第1(3)の項に掲げる図書

第22条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1(2)の項又は(3)の項に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地域景観づくり協議会の認定)

第22条 条例第43条第1項の規定による認定を受けようとする者は、地域景観づくり協議会認定申請書(第14号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 規約

(3) 役員名簿

(4) 組織の構成図

(5) 活動区域図

(6) 活動に関する地域住民等への周知及び地域住民等からの意見聴取の状況を記載した書面

(7) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

第29条第1項中「第24号様式」を「第23号様式」に改め、同条第2項中「第25

号様式」を「第24号様式」に改め、同条第3項中「第49条第2項」を「第54条第2項」に、「第26号様式」を「第25号様式」に改め、同条を第33条とする。

第28条第1項中「第45条第1項」を「第50条第1項」に、「第23号様式」を「第22号様式」に改め、同条を第32条とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「第43条第1項」を「第48条第1項」に、「第22号様式)に」を「第21号様式)の正本及び副本に、それぞれ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 市街地景観協定の協定書

第27条第1項第2号中「当該市街地景観協定」を「市街地景観協定」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(良好な景観形成及び保全のための建築物の形態意匠に関する基準)

第31条 条例第48条第2項第1号エに規定する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の形態及び意匠に関する基準
- (2) 建築物の位置又は建築設備に関する基準
- (3) 工作物の位置又は形態及び意匠に関する基準
- (4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- (5) 緑化に関する基準
- (6) その他良好な景観の形成に関する基準

第26条中「第21号様式」を「第20号様式」に改め、同条を第29条とする。

第25条各号列記以外の部分中「第20号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第28条とする。

第24条中「第19号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第27条とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「第18号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第26条とし、同条の前に次の3条を加える。

(地域景観づくり協議会の認定要件)

第23条 条例第43条第2項第4号に規定する別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動の内容が、法令又は都市計画に抵触せず、かつ、活動区域内における景観の保全及び創出に資するものであること。
- (2) 代表者及び主たる事務所の所在地並びに団体における合理的な意思決定の方法が

定められていること。

(3) 活動区域が、他の地域景観づくり協議会の活動区域と重複しないこと。

(4) 活動の内容について地域住民等の理解及び協力が得られていること。

(変更及び廃止の届出)

第24条 条例第44条第1項の規定による届出は、地域景観づくり協議会変更・解散・活動中止届（第15号様式）により行うものとする。

2 前項の届出（変更に係るものに限る。）は、第22条第1項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。

(地域景観づくり計画書の認定)

第25条 条例第46条第1項の規定による認定を受けようとする者は、地域景観づくり計画書認定申請書（第16号様式）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域景観づくり計画書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条、第8条、第16条及び第21条関係）

区分	図 書	明 示 す べ き 事 項
(1)	付 近 見 取 図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置
	配 置 図	縮尺、方位、敷地内における建築物等の位置、申請又は届出に係る建築物等と他の建築物等の別、土地の高低及び敷地に接する道路の位置
	カ ラ ー 写 真	敷地及び当該敷地の周辺の状況
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	屋 根 伏 図	縮尺、方位、屋根の勾配、軒、ひさし及びけらばの出並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	着色した各面の	縮尺、主要部分の材料、仕上材料及び色彩並びに開口部並び

(2)	立面図	に屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
	外構平面図	門、垣、塀、擁壁及び舗装の位置、寸法、仕上材料及び色彩並びに植栽の位置、寸法、種類及び色彩
	着色した完成予想図	申請又は届出に係る建築物及び周辺の様況
(3)	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	屋根伏図	縮尺、方位、屋根の勾配、軒、ひさし及びけらばの出並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	着色した平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	着色した立面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

備考1 付近見取図にあつては、縮尺が2、500分の1以上であるものとする。

2 配置図、各階平面図、屋根伏図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、申請又は届出に係る建築等又は建設等の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

3 立面図、横断面図及び縦断面図にあつては、縮尺が50分の1以上であるものとする。ただし、申請又は届出に係る建築等又は建設等の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

4 (3)の項の各階平面図及び屋根伏図にあつては、工作物の建設等をした後、当該工作物が建築物に定着することとなる場合に限り、添付するものとする。

5 着色すべき図書の色彩は、日本工業規格Z8721に基づいて表示するものとする。

別表第2（第7条関係）

1 条例第10条第1項第3号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別		技 術 的 細 目
歴史遺産型の美観地区	祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	<p>(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができる認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p>
	祇園町南歴史的景観保全修景地区	<p>(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができる認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 門及び塀の形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(3) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 敷地を造成するための擁壁を道路に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること（条例第24条第1項の規定により八坂地区に指定された区域に限る。）。</p>

<p>上京小川歴史的景観保全修景地区</p>	<p>(1) 門及び塀の高さは、2メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2メートルを超える場合において、門及び塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができると思われるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p>
<p>伏見南浜界わい景観整備地区</p>	<p>門又は塀を有する場合にあつては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p>
<p>上賀茂郷界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門を有する場合にあつては、その形態が伝統的な様式のものであること。</p> <p>(2) 塀を有する場合にあつては、当該塀が土塀であり、又はその形態が伝統的な様式のものであること。</p>
<p>千両ヶ辻界わい景観整備地区、上京北野界わい景観整備地区、西京樫原界わい景観整備地区及び本願寺・東寺界わい景観整備地区</p>	<p>(1) 門又は塀を有する場合にあつては、その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。</p> <p>(2) 門又は塀を有する場合にあつては、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。</p>

2 条例第10条第1項第5号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別	技 術 的 細 目
歴史遺産型以外の美観地区等	<p>(1) 携帯電話用のアンテナが建築物の外壁面に設けられている場合にあつては、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。</p> <p>(2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。ただし、適切な修景措置が施されており、景観の保全上支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、公共用空地から見えない位置に設けられているときは、この限りでない。</p>
歴史遺産型の美観地区	<p>(1) 建築物の外壁面に設ける携帯電話用のアンテナは、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。</p> <p>(2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。</p> <p>(3) 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。</p>

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条関係）

美観地区等の種別	基 準
山ろく型の美観地区	<p>道路に沿って、2メートルごとに中木2本の植栽が行われ、又は生け垣(生け垣をなす樹木の高さが1メートル以上のものに限る。以下同じ。)が設けられていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は生け垣を設置することが困難であると認められるときは、</p>

		この限りでない。
岸辺型の美観 地区	一般地区	建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、 河川に沿って、3メートルごとに高木1本又は2メートルごとに中木2本の植栽が行われていること。ただし、 敷地の規模又は形状により植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。
	歴史的町並 み地区	建築物又は工作物と河川との間に空地となる部分がある場合にあつては、河川に沿って、町並みの景観の連続性に配慮した植栽が行われていること。

備考1 「高木」とは、高さが2.5メートル以上である樹木をいう。

2 「中木」とは、高さが1メートル以上である樹木をいう。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

現場管理者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	免許 級建築士事務所 知事登録第 号
設計者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	免許

	電話 —	級建築士事務所 知事登録第 号
--	------	--------------------

を

設 計 者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

に,

最上部の高さ	メートル	メートル	
仕上材料			

を

仕上材料			
------	--	--	--

に改める。

第3号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」、「㊟」及び「□最上部の高さ」を削る。

第4号様式から第6号様式までを削る。

第7号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

第8号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

行 為 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	

現場管理者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

を

「

行為者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	

に改め、同様式を第5号様式とする。

第9号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、

「

現場管理者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	免許 級建築士事務所 知事登録第 号
設計者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号

	建築士事務所名	免許
	電話 —	級建築士事務所 知事登録第 号

を

設 計 者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

に,

	最上部の高さ	メートル	メートル	
	仕 上 材 料			
	色 彩			

を

「

	仕 上 材 料			
	色 彩			

		に改め,

同様式を第6号様式とする。

第10号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「第44条」を「第49条第1項」に、

工事主その他の行為者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	
現場管理者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

を

工事主その他の行為者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	

「

平方メートル	その 他の 工 作 物	種類及び用途			
		水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		高さ	メートル	メートル	
		最上部の高さ	メートル	メートル	
		仕上材料			
		色彩			

に, を

」

「

平方メートル	その 他の 工 作 物	種類及び用途			
		水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		高さ	メートル	メートル	
		仕上材料			
		色彩			

に改め,

」

同様式を第7号様式とする。

第11号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、
高さ
最上部の高さ
を「高さ」に改め、同様式を第8号様式とする。

第12号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び

「㊟」を削り、同様式を第9号様式とする。

第13号様式を削る。

第14号様式中「第20条関係」を「第19条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、

現場管理者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	免許 級建築士事務所 知事登録第 号
設計者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	免許 級建築士事務所 知事登録第 号

を

設計者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

「

平方メートル	高	さ	メートル	メートル	
	最上部の高さ		メートル	メートル	
	仕上材料				
	色	彩			
	樹				木

に、

を

」

「

平方メートル	高	さ	メートル	メートル	
	仕上材料				
	色	彩			
	樹				木

に改め、

」

同様式注3中「現場管理者、」を削り、同様式を第10号様式とする。

第15号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、同様式を第11号様式とする。

第16号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あ

て先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「第21条第2項」を「第20条第2項」に改め、同様式を第12号様式とする。

第17号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、

行 為 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	
現 場 管 理 者	住所	
	氏名	免許 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 —	登録 級建築士事務所 知事登録第 号

を

行 為 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —	

に改め、同様式を第13号様式とし、同様式の次に次の4様式を加える。

第14号様式（第22条関係）

地域景観づくり協議会認定申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定により地域景観づくり協議会の認定を申請します。	
団体の名称	
代表者	住所 電話 —
	氏名
主たる事務所の所在地及び電話番号	電話 —
活動の対象区域	
活動の目的	
備考	

第15号様式（第24条関係）

変 更
 地域景観づくり協議会 解 散 届
 活動中止

（ 宛 先 ） 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定により地域景観づくり協議会の <input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 解 散 について届け出ます。 <input type="checkbox"/> 活動中止	
地域景観づくり協議会の名称	
認 定 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変更，解散又は活動中止の年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変更，解散又は活動中止の理由	

注 該当する□には，レ印を記入してください。

第16号様式（第25条関係）

地域景観づくり計画書認定申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
	電話 ー

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定により地域景観づくり計画書の認定を申請します。	
地域景観 づくり協 議会	名 称
	認定の年月日及び番号
地域景観 づくり協 議地区	名 称
	対 象 地 区
景観の保全及び創出の方針の概要	
備 考	

第17号様式（第26条関係）

認 可
景 観 協 定 変 更 認 可 申 請 書
廃 止 認 可

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

<input type="checkbox"/> 第81条第4項 <input type="checkbox"/> 第84条第1項 <input type="checkbox"/> 第88条第1項 <input type="checkbox"/> 第90条第1項	<input type="checkbox"/> 認 可 <input type="checkbox"/> 変更の認可 を申請します。 <input type="checkbox"/> 廃止の認可	景観法 の規定により景観協定の
景 観 協 定 の 名 称		
良好な景観の形成のために景観協定に定める事項	次に掲げる事項に関する基準 建築物の <input type="checkbox"/> 形態意匠 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 規模 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 建築設備 工作物の <input type="checkbox"/> 形態意匠 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 規模 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示 <input type="checkbox"/> 屋外広告物を掲出する物件の設置 樹林地、草地等の <input type="checkbox"/> 保全 に関する事項 <input type="checkbox"/> 緑化 農用地の <input type="checkbox"/> 保全 に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> その他良好な景観の形成に関する事項	
景 観 協 定 の 有 効 期 間		
	景 観 協 定 区 域	景観協定区域隣接地の区域
地 名 地 番		
面 積	平方メートル	平方メートル

用 途 地 域			
高 度 地 区			
防 火 地 域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし	
そ の 他 の 地 域 地 区			
景観法に規定する景観計画に定める景観計画区域			
京都市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物規制区域			
土 地 所 有 者 等 の 内 訳	土 地 の 所 有 者	人	人
	建物の所有を目的とする地上権を有する者	人	人
	建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人	人
	景観法第91条第1項の規定により土地所有者等とみなされる借主	人	人
	景観法第91条第2項の規定により土地所有者等とみなされる者	人	人
	合 計	人	人
景観協定にした場合の措置			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第18号様式を削る。

第19号様式中「第24条関係」を「第27条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊞」を削り、同様式を第18号様式とする。

第20号様式中「第25条関係」を「第28条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊞」を削り、同様式を第19号様式とする。

第21号様式中「第26条関係」を「第29条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印または署名」及び「㊞」を削り、「第26条の」を「第29条の」に改め、同様式を第20号様式とする。

第22号様式中「第27条関係」を「第30条関係」に、「あて先」を「宛先」に、

「 申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ㊞ 」	を	「 申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 — 」
---	---	--

に、「第43条第1項」を「第48条第1項」に改め、同様式を第21号様式とする。

第23号様式中「第28条関係」を「第32条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「 届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ㊞ 」	を	「 届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 — 」
---	---	--

に、「第45条第1項」を「第50条第1項」に改め、同様式を第22号様式とする。

第24号様式中「第29条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を第23号様式とする。

第25号様式中「第29条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を第24号様式と

する。

第26号様式中「第29条関係」を「第33条関係」に、「第49条第1項」を「第54条第1項」に、「印」を「罫」に改め、同様式を第25号様式とする。

則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(都市計画 都市景観部市街地景観)